

令和2年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画【自己評価】

調達等合理化計画(抜粋)	実施状況
<p>1. 調達の現状</p> <p>(1) 令和2年度の量研の調達全体像</p>	<p>1. 調達の現状</p> <p>(1) 令和2年度の量研の調達全体像 少額随意契約を除いた契約件数は1615件、契約金額は約480億円である。このうち、競争性のある契約は1440件、約410億円、競争性のない随意契約は175件、約70億円である。</p>
<p>(2) 令和2年度の量研の二者応札・応募状況</p>	<p>(2) 令和2年度の量研の二者応札・応募状況 二者応札・応募の状況は、契約件数857件、契約金額約230億円である。</p>
<p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 随意契約の場合の規程等の厳正な運用 一般競争入札による調達不可能的な案件であって、やむを得ず競争性のない随意契約を行う場合には、量研内に設置された契約審査委員会(委員長は財務部長)において、量研の規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、事前及び事後公表を徹底することにより透明性・公開性を確保する。また、契約監視委員会において透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受ける。</p>	<p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 随意契約の場合の規程等の厳正な運用 契約審査委員会(34回開催、審査件数192件)において、競争性のない随意契約(少額随意契約、不落随意契約を除く。)について、量研の規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けた。また、契約監視委員会において、競争性のない随意契約の透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受けた。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>(2) 二者応札・応募の競争契約に占める割合の削減 二者応札・応募について、令和2年度の競争契約に占める二者応札・応募の件数・金額の割合を令和元年度よりも下まわらうよう取り組む。</p>	<p>(2) 二者応札・応募の競争契約に占める割合の削減 令和2年度の競争契約に占める二者応札・応募の件数・金額の割合については令和元年度と比較して、件数は11.0%の増、金額は3.3%の増となり、令和元年度実績の件数・金額の割合を下回ることができず未達成となっている。 件数・金額の割合を下まわれなかった主な要因は、令和2年度は令和元年度にはなかった量子生命領域の研究開発にかかる研究機器等の購入や線量評価棟竣工に伴う研究機器等の購入の契約があったことによるものである。</p>
<p>(3) 一括調達、単価契約、他法人の調達成功事例の導入 事務用パソコンの一括調達の実施、単価契約品目の追加の検討、他の法人の調達成功事例を調査し導入する。</p>	<p>(3) 一括調達、単価契約、他法人の調達成功事例の導入 事務用パソコンの一括調達を実施した。また、調達の際には他の法人の調達成功事例を参考としている。なお、単価契約品目については、検討した結果追加する品目はなかった。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 調達に関する規程類の周知 量研として、統一的な調達制度の運用を徹底するため、必要に応じて量研の規程類の見直しを行い、職員への周知を図る。</p>	<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 調達に関する規程類の周知 契約に関する規程類、仕様書作成マニュアル等について見直しを行い、見直した規程類、マニュアル等については職員への周知を行った。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>

調達等合理化計画(抜粋)	実施状況
<p>(2) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約による調達を予定する案件(少額随意契約、不落随意契約を除く。)については、事前に契約審査委員会において、量研の規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、契約監視委員会から事後点検を受けるシステムとする。</p> <p>ただし、病院の運営に関連し、患者へ使用する必要がある装置の故障により、治療に支障を生じている場合や、各拠点において重要な研究機器の故障により研究業務に多大な支障が生じている場合の、緊急に修理をしなければならないといった緊急性が高い調達等、止むを得ないと認められる場合は、事後に契約審査委員会に報告を行うこととする。</p>	<p>(2) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約案件(少額随意契約、不落随意契約を除く。)については、事前に契約審査委員会において、量研の規程等との整合性及び契約請求金額の妥当性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けている。また、事後に契約監視委員会において点検を受けるシステムとしている。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p> <p>装置の故障により、病院の運営に関して治療計画等に支障が生じるおそれのあるときや放医研を利用される患者に迷惑がかかるおそれのあるときに緊急修理の調達を行った場合や、各拠点において研究業務に多大な支障が生じるおそれのある重要な機器の緊急修理等の調達を行った場合には、事後に契約審査委員会に報告した。(5件実施。)</p> <p>調達等合理化計画のとおり実施できたものと評価する。</p>
<p>(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>調達に関する内部チェックマニュアルを必要に応じて見直し、調達に関する相互牽制機能を構築するとともに、調達担当職員を対象に本マニュアルを利用した研修を行い、不祥事の発生の未然防止・再発防止に取り組む。</p> <p>また、他の法人において不祥事が発生した場合には、情報を収集・分析し、規程、マニュアル等へ反映する必要があるかを確認し、必要がある場合には修正し、周知を図る。</p>	<p>(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>調達に関する内部チェックマニュアルの見直しを行い、調達に関する相互けん制機能を構築した。また、各拠点の調達担当職員を対象に本マニュアルを利用した研修を行い、不祥事の未然防止に取り組んだ。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p> <p>文部科学省が所管する国立研究開発法人において、契約に関わる不祥事は発生していない。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実施できたものと評価する。</p>
<p>(4) 競争性のない随意契約結果の公表</p> <p>競争性のない随意契約(少額随意契約を除く。)を行った場合には、随意契約の透明性を確保し、公平性、妥当性が確認できるよう理由などを付けて毎月公表する。</p>	<p>(4) 競争性のない随意契約結果の公表</p> <p>競争性のない随意契約(少額随意契約を除く。)については、理由などを付けて毎月公表を実施した。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>4.自己評価の実施</p> <p>調達等合理化計画の自己評価については、年度終了後に契約監視委員会の点検を受け取りまとめを行い、6月末日までに自己評価結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告する。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。</p>	<p>4.自己評価の実施</p> <p>令和元年度調達等合理化計画の自己評価については、令和2年4月に自己評価を行ったのち、契約監視委員会の点検を受け、令和2年6月23日に自己評価結果を公表するとともに、文部科学大臣へ報告した。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>5. 推進体制</p> <p>(1) 推進体制</p> <p>本計画に定める各事項を着実に実施するため、木村直人理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により、調達等合理化に取り組む。</p>	<p>5. 推進体制</p> <p>(1) 推進体制</p> <p>契約に関する規程類、仕様書作成マニュアル等について見直しを行い、契約事務の適正な執行や合理化を図った。</p> <p>調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>

調達等合理化計画(抜粋)	実施状況
<p>(2) 契約監視委員会による点検</p> <p>監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、本計画の策定及び自己評価の際に点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契約(少額随意契約及び不落随意契約を除く。)、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受ける。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見又は改善の指導等を受けた場合には、対処する。</p>	<p>(2) 契約監視委員会による点検</p> <p>令和2年6月8日～6月15日の契約監視委員会において、令和2年度調達等合理化計画の策定及び令和元年度調達等合理化計画の自己評価の際に点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契約(少額随意契約及び不落随意契約を除く。)、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受けた。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見等を受けて、その意見に従い対処した。調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
<p>6.その他</p>	<p>6.その他</p>
<p>調達等合理化計画については、量研のホームページにて公表する。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を踏まえて調達等合理化計画の改定を速やかに行う。</p>	<p>令和2年4月に調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会の点検を受け、令和2年6月23日に量研のホームページにて公表した。 調達等合理化計画のとおり実行できたものと評価する。</p>
	<p>7.自己評価</p>
	<p>契約の競争性、透明性及び公正性を確保するため、一般競争入札における応札者の拡大を図る取組を継続して実施するとともに、契約審査委員会による競争性のない随意契約の適正な審査や研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続きを実施している。 調達された研究機器の特殊性に起因して一部に未達成の項目があるものの、令和2年度調達等合理化計画はおおむね達成していると評価できる。</p>